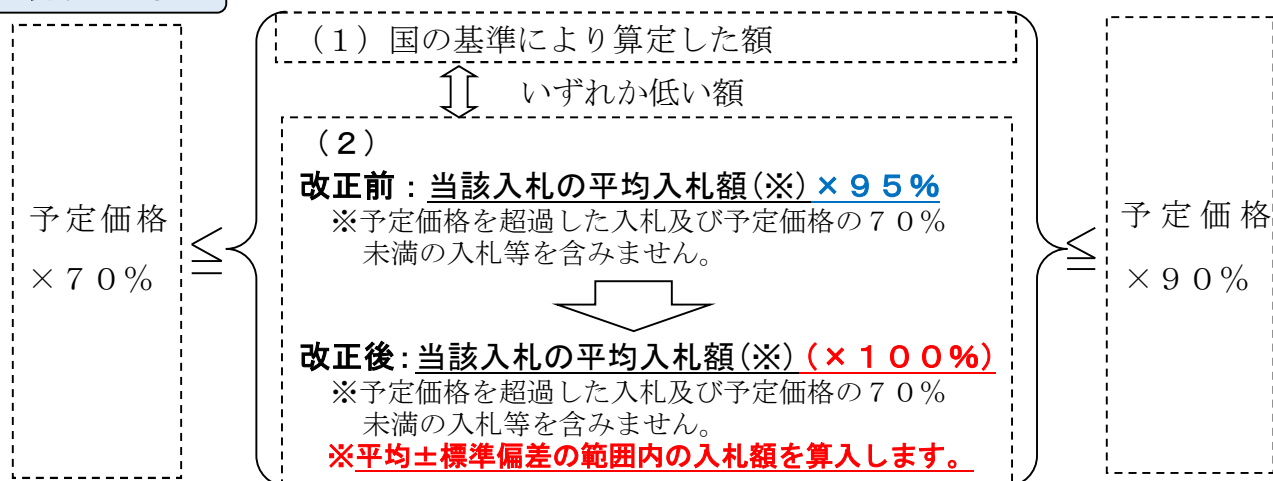


最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて

工事請負等の競争入札において導入している最低制限価格制度及び低入札価格調査制度につきまして、ダンピング対策を強化するため、以下のように平均入札額に乗じる率を引き上げる等の見直しを行います。

算定基準

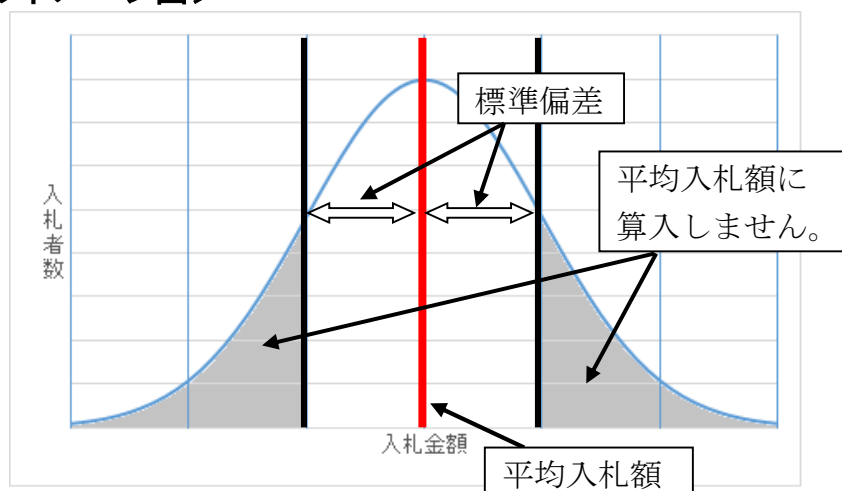


※建築物清掃、建築物警備及び清掃の業務委託については、(2)により算定した額。

標準偏差…データのばらつきを表す値であり、N者の入札額の平均をAとした場合の標準偏差は以下のように計算され、標準偏差を用いることによって、平均から乖離した入札額の影響を抑えることができます。

$$\sqrt{\frac{(1 \text{ 者目の入札価格} - A)^2 + (2 \text{ 者目の入札価格} - A)^2 + \dots + (N \text{ 者目の入札価格} - A)^2}{N}}$$

<平均入札額のイメージ図>



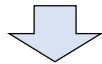
実施時期

平成 29 年 1 月公告・指名分から実施します。

計 算 例

入 札 者	入 札 額
A	716 円
B	855 円
C	874 円
D	890 円
E	990 円

※予定価格を 1,000 円、国の基準により算定した額を 890 円とします。



- A、B、C、D、E の 5 者の平均入札額

$$= (716 + 855 + 874 + 890 + 990) \div 5 = 865 \text{ 円}$$

- 標準偏差



$$\sqrt{\frac{(716 - 865)^2 + (855 - 865)^2 + (874 - 865)^2 + (890 - 865)^2 + (990 - 865)^2}{5}}$$

= 87.89... 円



- 平均入札額に算入する入札額の下限と上限
 < 下 限 > $\frac{865}{(5 \text{ 者の平均入札額})} - \frac{87.89\cdots}{(\text{標準偏差})} = 777.10\cdots \Rightarrow 778 \text{ 円}$ ※小数点以下切り上げ
 < 上 限 > $\frac{865}{(5 \text{ 者の平均入札額})} + \frac{87.89\cdots}{(\text{標準偏差})} = 952.89\cdots \Rightarrow 952 \text{ 円}$ ※小数点以下切り捨て



入 札 者	入 札 額
A	716 円
B	855 円
C	874 円
D	890 円
E	990 円

⇒ 平均入札額に算入しません。
※下限未滿

⇒ 平均入札額に算入しません。
※上限超過



- B、C、D の 3 者の平均入札額

$$= (855 + 874 + 890) \div 3 = 873 \text{ 円}$$

※ 873 円 < 890 円 (国の基準により算定した額)

- 最低制限価格 及び 低入札価格調査基準価格 = 873 円

最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格を算定する際の端数の取扱いについて

1. 最低制限価格及び調査基準価格は以下のように算出します。

(1) 次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①～④の額を合計します。

区分	①	②	③	④
工事請負	直接工事費 ×0.95	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費等 ×0.55
測量	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の額 ×0.45	—
建築設計・監理	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経費の 額×0.6	諸経費の額 ×0.6
建築設備設計・監理				
建設コンサルタント	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の額 ×0.9	一般管理費等 の額×0.45
補償コンサルタント				
地質調査	直接調査費 の額	間接調査費 の額×0.9	解析等調査業務 費の額×0.8	諸経費の額 ×0.45
公園・道路等の 維持管理	直接工事費 ×0.95	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費等 ×0.55

※①～④の各々の額を求める際には小数点以下の端数処理は行わず、①～④の額を合計した後に小数点以下の端数を切り捨てます。

(2) 入札者の平均入札額（予定価格を超過した入札及び予定価格の 70%未満の入札等を除いた入札のうち、平均±標準偏差の範囲内の入札額により算出。）を求めます。

※「平均－標準偏差」を求める際に小数点以下の端数を切り上げ、「平均＋標準偏差」を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらに「平均±標準偏差の範囲内の平均入札額」を求める際に小数点以下の端数を切り捨てます。

（注）平均及び標準偏差については小数点以下第5位を四捨五入します。

(3) (1) または (2) のうちいずれか低い額が最低制限価格（調査基準価格）となりますが、次のような場合があります。

① (1) または (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.9 を超えるとき。

⇒ 予定価格×0.9 が最低制限価格（調査基準価格）となります。
※このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。

② (1) または (2) のうちいずれか低い額が予定価格×0.7 に満たないとき。

⇒ 予定価格×0.7 が最低制限価格（調査基準価格）となります。
※このとき、小数点以下の端数は切り上げます。

2. 失格基準価格は以下のように算出します。

調査基準価格を求め、その額に 0.98 を掛けます。ただし、その金額が予定価格×0.7 に満たないときは、予定価格×0.7 が失格基準価格となります。

※いずれの場合も、小数点以下の端数は切り上げます。